議案第105号

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項 又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の勤務 時間及び休日休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤 務職員とみなす。